

## 申告書等の提出は**1月31日**までに

### 家屋異動 申告書

平成22年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。また、新築、増築された方は、「家屋の取得に係る申告書」を提出してください。

### 住宅用地 申告書

平成22年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地に異動があった場合には1月31日までに「住宅用地申告書」を提出してください。住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要となります。

### 償却資産 申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。  
申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。

### 給与支払 報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成22年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成23年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日までに提出してください。  
※なお、申告書等各書類については、税務課に備えてありますのでお気軽にお申しつけください。

お問い合わせは、市税務課（市役所1階 ☎32・2115または ☎32・3821）まで。

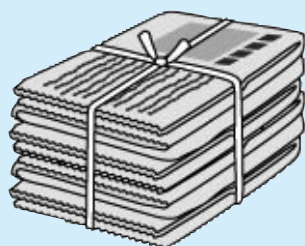
## 資源ごみ（紙類）の分別方法が変わります

平成23年4月から、新聞の折り込み広告は新聞と一緒にリサイクルができるようになります。

現在、新聞の折り込み広告については雑誌類として分別をしていますが、製紙会社の脱墨技術（紙からインクを抜く技術）の向上などにより、新聞と一緒にリサイクルができるようになりましたので、平成23年4月から新聞の折り込み広告については新聞と一緒に新聞の収集日に出してください。

詳しくは、環境衛生センター（芝生町字花谷3番地 ☎32・8290）まで。

### 分別方法（平成23年4月から）



ひも結束



OK!  
折り込み広告も

- 四つ折りにしてまとめて、ひもで十文字にしぼってください。
- 折り込み広告も一緒にしてください。